


所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	田口 茂夫			
件名	東大和市高齢者住宅条例の一部を改正する条例について					
		区分	<input type="radio"/>	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市営住宅条例				
	部課機関	総務部総務管財課				
<p>1. 要 旨</p> <p>身寄りのない単身高齢者の増加や民法改正による個人根保証契約の制度改正を踏まえ、国土交通省が「公営住宅管理標準条例(案)」において入居要件としての連帯保証人を削除した。本件条例も、同標準条例(案)に準拠していることから、連帯保証人に関する規定を削除する。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>ア 高齢者住宅に入居する際に必要となる連帯保証人に関する文言を削除(第12条第1項)</p> <p>イ その他民法改正に伴う文言の改正(第38条第3項)</p> <p>(2) 施行日</p> <p>令和2年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>入居手続の負担軽減を図ることにより、公営住宅法の理念に適合した運営をすることができる。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>平成30年3月 国土交通省より「公営住宅管理標準条例(案)」を改正する通知</p> <p>令和元年9月 第3回都議会定例会において連帯保証人を不要とするため都営住宅条例を改正</p> <p>令和2年1月 文書課において審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>令和2年第1回市議会定例会に議案として提出したい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。